

28日
2008年3月27日


異議申立書

独立行政法人

農業・食品産業技術総合研究機構

理事長 堀江 武殿

異議申立人

レペタ・ローレンス

次のとおり異議申立をする。

1 異議申立人の住所・氏名・年齢

住所：〒330-0854

埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13

電話 048-658-8101

氏名：レペタ・ローレンス（57歳）

2 異議申立に係る処分

処分庁の平成20年2月12日付けの異議申立人に対する不開示決定等処分

(19機構B第100901号)

3 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

2008年2月13日

4 異議申立の趣旨

第2項記載の不開示決定等処分のうち、別紙異議申立文書目録記載の部分を取り消すとの決定を求める。

5 異議申立の理由

- (1) 異議申立人は、2007年12月13日、処分庁に対し、独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（以下、「法」という）に基づき、別紙請求文書目録記載の文書等の開示を請求した。
- (2) 処分庁は、2008年2月12日付「法人文書の開示請求に係る決定について」（19機構B第10090号 以下本件処分という）により、文書を特定したうえ、法人文書1については全部開示、法人文書2については部分開示、法人文書3については全部不開示とした。

不開示理由は、法人文書2のうち別紙異議申立文書目録1記載の文書については、法5条1号、法5条4号ニ、ホ該当を理由として一部不開示としており、法人文書3については、法5条4号ニ、ホ該当を理由として全部不開示としている。

しかし、本件処分に記載されている不開示理由は（特に法人文書3について）、法の条文程度の記載しかなく、いかなる事実関係から法5条4号ニ、ホに該当するのかその根拠が不明であるうえ、別紙異議申立文書目録記載の文書が法5条1号、法5条4号ニ、ホに該当するということはない。

- (3) よって、本件処分のうち、異議申立文書目録記載の部分の取消しを求めて本申立に及ぶ。

6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対して異議申立てすることができます。」との教示があった。

異議申立文書目録

1 法人文書の名称等：法人文書2のうち文書4（平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書）及び5（平成18年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書）

決定区分 部分開示

2 法人文書の名称等：法人文書3

決定区分 不開示

請求文書目録

本件情報公開請求日までの、ディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネについての下記の実験に関するすべての情報を含んだ、いずれの記録媒体かのいかんを問わずアナログデータ及びデジタルデータの全体。

記

1 1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験

2 2005年度及び2006年度に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験

以下にその例を挙げるが、これに限らない。

(1) 下記の作成者によるすべての実験ノート、或いは実験野帳、フィイルドノート、実験記録、実験日誌、研究ノート。ラボノート。ラボラトリー記録、業務日誌、実験ファイル、実験ホルダーなどその他名称のいかんを問わず実験の生データ(raw data) を記録したすべての書類（アナログデータ及びデジタルデータ）。

記

ア、川田元滋 氏

イ、矢頭治 氏

ウ、平八重一之 氏

エ、大島正弘 氏

(2) すべてのレジメ、レポート、報告書などその他名称のいかんを問わず実験内容を検討し或いは報告するために作成し、請求先で保存されたすべての書類（アナログデータ及びデジタルデータ）

(3) 外部に抗体など試料作成を委託したときに作成したすべての書類（依頼書。依頼先、依頼内容を記した書類。依頼先に渡した抗原の情報を記載した書類など）

以上